

第2回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和7年10月3日（金） 午後2時55分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号

岡山第2合同庁舎 2階共用会議室D

3 出席者

公 益 委 員 : 3人

労働者側委員 : 3人

使用者側委員 : 3人

4 審議事項

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

(1) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について前回に続き審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

- ・ 前回の専門部会で主張したとおり、必要性ありと考える。
- ・ 昨年度の優位性を確保することは困難かも知れないが、一定の優位性を確保することは必要と考えている。
- ・ 裾野の広い自動車産業において、より高い優位性を確保することは必要である。日本経済を支える重要な産業と位置付けることで日本経済の発展、国民の豊かな生活にもつながるものである。

【使用者側の意見要旨】

- ・ 県最賃が毎年大幅に上昇する中、特定最賃の役割を終える時期が来たのではないかと考えている。
- ・ トランプ関税の影響が大きいと考えられる自動車及び自動車部品の特定最賃については、今年は特に慎重に考える必要がある。
- ・ こうしたことから前回必要性なしとの意見を述べた。労側の主張する今後も今の優位性を確保することを前提とした議論には同意できない。

しかし、今年度直ちに優位性0とするのではなく、数年、2、3年のうちに県最賃に統合されるイメージであれば議論していける。

(2) 改正決定の必要性について

労使双方から意見が述べられた後、必要性の有無について、使側においても金額審議は慎重としたうえで、今年度必要性については「あり」の意見が述べられた。

この結果、特定最低賃金の改正決定の必要性について、労使双方から必要性ありの意見が述べられた。

(3) 全会一致により必要性ありの結論に達したことが決議され、報告書を作成した。

(4) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配布資料

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する報告書（案）

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（案）